

“ふたりの妊活”を応援します

花巻市不妊治療支援事業



花巻市では、不妊治療を受けた夫婦の経済的な負担を軽減するため、令和6年4月1日以降に治療が終了した方の治療費の一部を助成します。

対象者

不妊治療を受けている期間に花巻市に住民登録をしている夫婦

(事実婚を含む・夫婦のいずれか一方が住民登録をしている場合も可)

※ただし、生殖補助医療については、治療を始めた日の妻の年齢が43歳未満であること

対象の治療・助成の額・助成回数等

医師が必要と認めた、一般不妊治療、生殖補助医療、男性不妊治療

(医師から不妊治療に必要であると診断された検査費用や保険適用外の治療も可)

治療の種類	年齢要件	助成回数	助成額
一般不妊治療	制限なし	1年度1回	1回(治療を開始した月から連続する12か月間の治療)の申請につき上限10万円
生殖補助医療 (男性不妊治療)	妻43歳未満	妻40歳未満…1子につき6回まで 妻43歳未満…1子につき3回まで	・生殖補助医療 1回の申請につき上限10万円 ・男性不妊治療 1回の申請につき上限5万円

申請から助成金交付までの流れ

①治療の開始	加入医療保険の情報が確認できるものを医療機関に提示して受診する。生殖補助医療を受ける場合は、マイナ保険証または「限度額適用認定証」を提示する。
②治療期間終了	医療機関に「花巻市不妊治療(一般不妊治療・生殖補助医療)支援事業医療機関受診等証明書」の発行を依頼する。
③市への助成申請 【申請期限】 治療が終了してから6ヵ月を経過する月の末日	次の書類を添えて申請手続きをする。 (市の窓口で「助成金交付申請書兼請求書」の記入が必要) ・医師が発行した「花巻市不妊治療(一般不妊治療・生殖補助医療)支援事業医療機関受診等証明書」 ・医療機関の発行した不妊治療費がわかる領収書及び明細書の写し ・夫婦の加入医療保険の情報が確認できるもの ・申請者名義の預金通帳等(口座番号がわかるもの) ・高額療養費の支給に該当する方は、不妊治療費に対する高額療養費の支給額がわかる書類の写し
④市から交付決定	申請の審査後、市から交付決定(却下)通知書が届く。
⑤助成金交付 (口座振込)	市から交付決定通知書が届いた場合は、後日、助成金が申請者の口座に入金される。

申請・問い合わせ先

花巻市健康こども部 こども家庭センター 母子保健係(花巻保健センター)

住所 〒025-0055 花巻市南万丁目970-5

電話 0198-41-3609 または 0198-41-3500

※申請の際は、事前にご連絡をいただきますよう、よろしくお願いいたします。